令和８年 11 月２日
逗子市定例記者会見 参考資料

「生ごみ資源化処理施設の工期延長に伴う損害賠償」に係る調停の申立てについて

●趣旨

令和８年市議会第４回定例会にて、議案「調停の申立てについて（生ごみ資源化処理施設の工期延長に伴う損害賠償)」を提案します。

本市と葉山町との生ごみ資源化共同処理に係り、当初 2025 年（令和７年）３月から稼働開始を予定していた葉山町が整備する生ごみ資源化処理施設の工期が延長されたことに伴い、2026 年（令和８年）11 月からの共同処理開始までの期間に、本市において発生した金銭的損害について損害賠償請求を行うため、葉山町を相手方として裁判所に民事調停を申し立てるものです。

●相手方と請求額

相手方：葉山町　代表者　葉山町長　山梨 崇仁、請求額：3,816,822 円

●経緯

金銭的損害の取扱いについては、本年３月以降、両市町の弁護士による協議を計３回行い、また、本年７月以降、両首長による協議を計３回行いましたが、いずれの協議においても見解が一致することはなく、2026 年（令和８年）10 月 16 日の首長協議において、本市が裁判所に民事調停を申し立てることについて葉山町長へ意向を伝えています。

●根拠

地方自治法第 96 条第１項第 12 号の規定により、地方公共団体が調停の申立てを行う場合は、議会の議決を得なければならないことから、本議案を提案するものです。

【付属資料】

資料１：　調停の申立てについて（生ごみ資源化処理施設の工期延長に伴う損害賠償）
資料２：　損害賠償請求額（生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期に関する対応に係る経費）
資料３：　クリーンセンター再整備工事の遅延による損害の扱い　逗子市・葉山町弁護士の見解

本件に関するお問い合わせ先：
調停の手続きについて
総務部総務課　山本　内線 345
損害賠償請求について
環境都市部資源循環課　鷲原　内線 470
電話：046-873-1111（代表）

調停の申立てについて（生ごみ資源化処理施設の工期延長に伴う損害賠償）

１．調停の申立ての理由

葉山町との生ごみ資源化共同処理に係り、当初 2025 年（令和７年）３月から稼働開始を予定していた葉山町が整備する生ごみ資源化処理施設の工期が延長されたことに伴い、同月から開始を予定していた逗子市の生ごみの分別収集・資源化の開始時期を延期したことにより、2026 年（令和８年）11 月からの共同処理開始までの期間に、逗子市において発生した金銭的損害について葉山町に損害賠償請求するとの調停を求めるため、地方自治法第 96 条第１項第 12 号の規定により提案するもの。

２．相手方

三浦郡葉山町堀内 2135 番地　葉山町　代表者　葉山町長　山梨 崇仁

３．損害賠償請求額

3,816,822 円

４．逗子市において発生した金銭的損害の取扱いに関する主な経過

・2023 年度（令和５年度）

９月 27 日：市議会第３回定例会にて、2025 年（令和７年）３月から、葉山町に整備する生ごみ資源化処理施設において、逗子市と葉山町が共同で生ごみを資源化処理することについて、地方自治法の事務委託方式により、逗子市が葉山町に委託することについて等の議案が可決

11 月 29 日：「葉山町と逗子市との生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する事務委託について」及び関連する協議書・規約・協定書等の写しを神奈川県へ届出

・2024 年度（令和６年度）

４月１日から：生ごみの分別収集・資源化開始のための契約行為開始、予算執行

11 月 25 日：逗子市・葉山町の首長協議

逗子市が 2025 年（令和７年）３月から開始を予定していた、生ごみの分別収集・資源化の開始を延期することを決定

・2025 年度（令和７年度）

11 月 11 日：逗子市・葉山町の首長協議

工期延長に起因して逗子市において発生した金銭的な損害の取扱いについては、両市町の弁護士により協議を行い、対応を法的に整理することについて合意

３月 13 日：逗子市弁護士（総務部参事）と葉山町弁護士（顧問弁護士）との協議

３月 31 日：逗子市弁護士（総務部参事）と葉山町弁護士（顧問弁護士）との協議

・2026 年度（令和８年度）

６月２日：「葉山町と逗子市との生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する確認書」を市町が締結。金銭的損害については両市町の弁護士による協議を継続することとなった。

６月 23 日：市議会第２回定例会本会議にて、葉山町との生ごみ資源化共同処理等に関する補正予算議案が可決

７月６日：逗子市・葉山町の首長協議

８月 25 日：逗子市・葉山町の首長協議

葉山町から「クリーンセンター再整備工事の遅延による損害の扱い 葉山町弁護士の見解」を収受

９月２日：逗子市弁護士（総務部参事）と葉山町弁護士（顧問弁護士）との協議

10 月５日：逗子市・葉山町の首長協議

協議が調わないことから、逗子市は裁判所の調停による解決を提案

10 月 16 日：逗子市・葉山町の首長協議

逗子市が調停を裁判所に申し立てる意向であることを葉山町に伝えた。

以上

損害賠償請求額（生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期に関する対応に係る経費）

資料2

No.	項　目	内　訳		年度	金　額
1	全戸配布チラシカラー用紙購入代	(1)全戸配布チラシ用　カラー用紙　A3 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期について速やかに周知するため、チラシを全戸配布したもの。広報ずし2025年1月号と同時配布。	1,270円×30包(500枚入)×1.10＝41,910円	R6	88,836円
		(2)全戸配布チラシ用　カラー用紙　A3 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期について速やかに周知するため、チラシを全戸配布したもの。広報ずし2026年8月号と同時配布。	1,422円×30包(500枚入)×1.10＝46,926円	R8	
2	全戸配布チラシ配布業務委託料	(1)広報ずし2025年1月号と同時配布 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期について速やかに周知するため、チラシを全戸配布したもの。	5.5円×26,439部×1.10＝159,956円	R6	378,086円
		(2)広報ずし2026年8月号と同時配布 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期について速やかに周知するため、チラシを全戸配布したもの。	6.5円×26,440部×1.10＝189,046円	R8	
		(3)「逗子市のごみと資源物の出し方CUZ」(全戸配布時期の延期による差額)	全戸配布延期による単価上昇分 ①令和6年度契約　18円×26,440部×1.10＝523,512円 ②令和8年度契約　19円×26,440部×1.10＝552,596円 ②－①＝29,084円	R8	
3	「逗子市のごみと資源物の出し方 CUZ」印刷製本費 日本語版(契約分割による差額)	(1)生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期により、すでに印刷製本(データ作成及び印刷製本)の契約を締結していた受注者とは、データの作成までの契約に変更することで協議し合意した。開始時期決定後には別途冊子を印刷するための契約を締結する必要があり、データ作成と印刷製本とを別契約とすることにより、一つの契約としていたときと比較し、契約金額が増額したもの。	①契約変更前(データ作成及び印刷製本)　1,887,600円 ②契約変更後(データ作成まで)　335,500円	R6	222,970円
			③新規契約(印刷製本)　1,775,070円 (②＋③)－①＝222,970円	R8	
	「逗子市のごみと資源物の出し方CUZ」印刷製本費 英語版(契約分割による差額)	(2)生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期により、すでに印刷製本(データ作成及び印刷製本)の契約を締結していた受注者とは、データの作成までの契約に変更することで協議し合意した。開始時期決定後には別途冊子を印刷するための契約を締結する必要があり、データ作成と印刷製本とを別契約とすることにより、一つの契約としていたときと比較し、契約金額が増額したもの。	①契約変更前(データ作成及び印刷製本)　1,135,200円 ②契約変更後(データ作成(翻訳)まで)　858,000円	R6	82,500円
			③新規契約(印刷製本)　359,700円 (②＋③)－①＝82,500円	R8	
4	庁内モノクロ印刷費	(1)全戸配布チラシ印刷費 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期に係るチラシ。広報ずし2025年1月号と同時配布。	27,000枚(A3印刷13,500枚→A4印刷27,000枚に分割) (27,000枚÷2－控除枚数135枚)×0.78円×1.10 ＝11,467円	R6	34,612円
		(2)全戸配布チラシ印刷費(転入者等配付用) ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期に係るチラシ。「ごみと資源物の収集カレンダー」に挟み込み窓口にて配付。	200枚(A3印刷100枚→A4印刷200枚に分割) (200枚÷2－控除枚数1枚)×0.78円×1.10＝84円	R6	
			300枚(A3印刷150枚→A4印刷300枚に分割) (300枚÷2－控除枚数1.5枚)×0.78円×1.10＝127円 ※不足のため追加印刷	R7	
		(3)全戸配布チラシ印刷費 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期についてのチラシ(両面印刷)。広報ずし2026年8月号と同時配布。	27,000枚(A3印刷13,500枚→A4印刷27,000枚に分割) (27,000枚÷2×2(両面)－控除枚数270枚)×0.78円×1.10＝22,934円	R8	

No.	項　目	内　訳		年度	金 額
5	通知等郵送料	(1)12月市民説明会中止に係る通知及びチラシ郵送料 ※自治会・町内会代表者宛て通知及び自治会・町内会掲示板用チラシを郵送し、周知の協力を依頼したもの。	11月29日*83通　12,550円	R6	169,614円
		(2)生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期について　逗子市廃棄物減量等推進員への通知　郵送料	12月4日*61通　5,856円	R6	
		(3)減免対象者への通知　郵送料 ※生ごみ用指定収集袋の交付について案内済であった減免対象者に対し、生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期に伴い交付時期が延期となることを案内する必要が生じたため送付したもの。	12月25日*126通　12,110円 ・身体障害者手帳(1級・2級)の交付を受けている方が属する市民税非課税世帯 ・精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けている方が属する市民税非課税世帯 ・療育手帳(A1・A2)の交付を受けている方が属する市民税非課税世帯 1月22日*531通　50,976円 ・生活保護受給世帯 ・児童扶養手当受給世帯 ・特別児童扶養手当受給世帯	R6	
		(4)生ごみの分別収集・資源化の開始時期について 自治会・町内会代表者への通知	6月24日*82通　7,886円	R8	
		(5)生ごみの分別収集・資源化の開始時期について 逗子市廃棄物減量等推進員への通知　郵送料	6月26日*56通　5,376円	R8	
		(6)生ごみの分別収集・資源化についての市民説明会に係る通知及びチラシ　郵送料(開始時期延期による追加開催・10月分) ※生ごみの分別収集・資源化の開始に伴い、自治会・町内会代表者宛て通知及び自治会・町内会掲示板用チラシを郵送し、周知の協力を依頼するもの。	10月開催分 9月16日*82通　12,460円 ※8月、9月分は延期前の1月、2月分に相当するため含めない。	R8	
		(7)減免対象者への通知　郵送料 ※生ごみの分別収集・資源化の開始に伴い、生ごみ用指定収集袋の交付時期について案内するもの。	8月31日*124通　11,904円 ・身体障害者手帳(1級・2級)の交付を受けている方が属する市民税非課税世帯 ・精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けている方が属する市民税非課税世帯 ・療育手帳(A1・A2)の交付を受けている方が属する市民税非課税世帯 10月1日*526通　50,496円 ・生活保護受給世帯 ・児童扶養手当受給世帯 ・特別児童扶養手当受給世帯	R8	

No.	項　目	内　訳		年度	金 額
6	その他消耗品代	(1)生ごみの分別収集・資源化についての冊子貼付用 開始時期の延期についての説明書きラベル	639円×1.10＝703円	R6	6,469円
			639円×2パック×1.10＝1,406円　※不足のため追加作成	R7	
		(2)生ごみの分別収集・資源化についての冊子貼付用 開始時期についての説明書きラベル	1,982円×1.10＝2,180円 1,982円×1.10＝2,180円	R8	
7	市民説明会会場使用料	自治会館等会場使用料	・池子会館使用料(8月27日市民説明会)　2,500円 ・久木会館使用料(9月12日市民説明会)　3,000円 ・逗子市立体育館会議室使用料(9月26日市民説明会) 1,500円	R8	7,000円
8	生ごみ用指定収集袋倉庫保管料	生ごみの分別収集・資源化を少しでも早く開始できるよう、生ごみ用指定収集袋は、令和6年度予算で分別収集開始時に必要な量として想定した全量を令和6年度 中に作製し、倉庫会社の倉庫で分別収集開始まで保管することとしたもの。	保管料:7円／箱　10日1期制(月3期) ・生ごみ用指定収集袋3リットル袋作製数量 2,520,000枚(4,200箱) ・生ごみ用指定収集袋10リットル袋作製数量 1,800,000枚(3,000箱) ①令和7年4月分 7,200箱×7円×3期×1.10＝166,320円 ②令和7年5月分 (7,200箱×7円×2期＋7,198箱×7円×1期)×1.10 ＝166,305円　※箱仕様確認のため各1箱出庫 ③令和7年6月～令和8年8月分 7,198箱×7円×3期×1.10＝166,274円 166,274円×15か月分＝2,494,110円 ※9月分からは出庫が生じるため計上しない。	R7.4 ～ R8.8	2,826,735円

支出済額計　　3,816,822円

資料３

クリーンセンター再整備工事の遅延による損害の扱い
逗子市・葉山町弁護士の見解

項目	逗子市	葉山町
葉山町の賠償責任	有	無
	逗子市が主張する損害額は、逗子市に何ら責任の無い工期の延長に起因して新たに発生した経費であり、工期の延長と損害には因果関係がある。 履行期については、葉山町長と逗子市長が連名で神奈川県知事あてに届け出た文書において明記しており、合意されていることは明らかである。	**工事の遅延と新たに発生した経費（逗子市が主張する損害）との間に因果関係はない。**また、履行期自体が確定的に合意されておらず履行遅滞とは言えない。
損害発生防止のために葉山町が提示した代替案	葉山町が示した代替案については、協議が必要であることを令和６年９月 24 日以降再三伝え、令和６年 11 月 25 日の首長協議の場でも明確に伝えたところだが、葉山町から具体の内容の提示が無く、協議が進められなかった。損害を拡大させないための最大限の対応は行っており、信義則上の義務違反はない。	逗子市が協議に応じていれば、細目を詰め具体性を持たせることができた。判例上、債権者も債務不履行の損害を拡大させないよう債務者に協力すべき信義則上の義務がある。
双方合意に向けた譲歩	逗子市において発生した損害は、逗子市に何ら責任のない工期の延長に起因するものであり、葉山町に対して求めるべき損害賠償額を減額する理由が無い。	**両市町の友好関係を維持したいので、双方歩み寄って落としどころを見出したい。**賠償義務がないという考え方も成り立ちうる以上、葉山町議会も納得しないであろう。さらには、住民訴訟の可能性もある。
想定される妥協点	譲歩し得ないため、妥協点無し。	施設が完成した令和７年７月までにかかった経費に限り葉山町が負担する。
本件の協議を逗子市の生ごみ分別開始の条件とすること	生ごみ共同処理の開始と損害に関する協議を切り離すことについては、両市町合意済み。	これ以上逗子市の生ごみ分別収集が遅れると、施設稼働後のランニングコストの一部を逗子市に請求すべきとの意見が出てきかねないので、**町としても切り離して扱う方がよいと考える。**